

被保険者区分変更届

常務理事	事務長	室長	

令和 年 月 日 提出

受付印

提出者記入欄	①健康保険 被保険者証記号																	
	事業所所在地		事業所名称		事業主氏名		電話番号											
被保険者1	②被保険者番号	③氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	④生年月日	5.昭和	年	月	日	7.平成	9.令和						
	⑤変更後区分	1.一般 2.短時間労働者(3/4未満)		⑥変更年月日	9.令和	年	月	日			⑦備考							
被保険者2	②被保険者番号	③氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	④生年月日	5.昭和	年	月	日	7.平成	9.令和						
	⑤変更後区分	1.一般 2.短時間労働者(3/4未満)		⑥変更年月日	9.令和	年	月	日			⑦備考							
被保険者3	②被保険者番号	③氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	④生年月日	5.昭和	年	月	日	7.平成	9.令和						
	⑤変更後区分	1.一般 2.短時間労働者(3/4未満)		⑥変更年月日	9.令和	年	月	日			⑦備考							
被保険者4	②被保険者番号	③氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	④生年月日	5.昭和	年	月	日	7.平成	9.令和						
	⑤変更後区分	1.一般 2.短時間労働者(3/4未満)		⑥変更年月日	9.令和	年	月	日			⑦備考							
被保険者5	②被保険者番号	③氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	④生年月日	5.昭和	年	月	日	7.平成	9.令和						
	⑤変更後区分	1.一般 2.短時間労働者(3/4未満)		⑥変更年月日	9.令和	年	月	日			⑦備考							

この届書は、「特定適用事業所」における被保険者の雇用形態が「通常の労働者」から「短時間労働者」に変更した場合、または「短時間労働者」から「通常の労働者」に変更した場合に提出いただくものです。

・「短時間労働者」とは、厚生年金保険法第12条第5号及び健康保険法第3条第1項第9号に規定され、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第2条に規定する「通常の労働者」の1週間の所定労働時間の4分の3未満である同条に規定する短時間労働者又はその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満に該当する短時間労働者のうち、以下の全ての要件を満たす者をいいます。

1. 週の所定労働時間が20時間以上であること。
2. 雇用期間が1年以上見込まれること（雇用期間が1年未満であるが、雇用契約書等でその契約が更新される旨又は更新される場合がある旨明示されている場合を含む）。
3. 賃金の月額が88,000円以上であること、但し、以下の①から④については除く。
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - ②1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - ③所定時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
 - ④最低賃金法において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）
4. 学生でないこと。

記入方法

⑤変更後区分

該当する番号を○で囲んでください。

短時間労働者が正社員等になった場合は、「1.一般」を○で囲んでください。

正社員等が短時間労働者になった場合は、「2.短時間労働者(3/4未満)」を○で囲んでください。

⑥変更年月日

雇用形態等の変更年月日を記入してください。